

次期「那珂川地域森林計画」の策定について

那珂川森林計画区

鬼怒川森林計画区

渡良瀬川森林計画区



I：森林計画制度の概要

P 1～3

II：全国森林計画及び地域森林計画の 主な変更点

P 4

III：那珂川地域森林計画の実施状況

P 5

IV：次期那珂川地域森林計画の策定方針

P 6～7

V：今後の計画策定の流れ

P 8

I：森林計画制度の概要

1. それぞれの計画の関係性

【政府】(令和3年6月策定)

森林・林業基本計画

〈森林・林業に関する長期的かつ総合的な施策の方向及び目標〉

森林・林業・木材産業によるグリーン成長

- 資源の適正な管理・利用
- 木材産業の競争力の強化等

〈森林・林業基本法〉

【農林水産大臣】

全国森林計画

〔令和5年10月策定〕

- ・森林・林業基本計画に即して立てる計画
- ・森林整備・保全のためのルール、ガイドライン
- ・地域森林計画の指針

〈森林法第四条〉

【都道府県知事】

地域森林計画

- ・都道府県の森林関連施策の方向
- ・伐採、造林、林道、森林の保護、保安林の整備の目標
- ・市町村森林整備計画の指針

〈森林法第五条〉

【栃木県】(令和3年3月策定) ※令和8年3月策定予定

とちぎ森林創生ビジョン

〈森林・林業・木材生産に関する基本的かつ総合的な施策の方向及び目標〉

- 林業・木材産業の産業力強化
- 森林の公益的機能の高度発揮
- 林業・木材産業を支える地域・人づくり
- 未来技術を活用した産業への進化

【市町村長】

市町村森林整備計画

- ・市町村の森林関連施策の方向
- ・森林所有者等が行う伐採、造林の指針等
- ・公益的機能別施業森林区域内における施業の方針
- ・森林経営計画の認定基準

〈森林法第十条の五〉

【森林所有者等】

森林経営計画

- ・一体的なまとまりのある民有林が対象
- ・森林所有者が行う伐採、造林、保育等の実施に関する具体的な計画
- ・市町村長等が森林経営計画の認定者

〈森林法第十一条〉

I：森林計画制度の概要

2. 全国森林計画と地域森林計画

全国森林計画（森林法第4条）

- 概要** ・農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即してたてる全国の森林の整備・保全等についての計画
- ・計画期間は5年ごとに15年を一期
 - ・森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点で明示
 - ・「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範

計画事項 森林の整備保全の目標・基本的事項、森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項等（森林法第4条第2項）

計画量 伐採立木材積（主伐・間伐）
造林面積
林道開設量
保安林面積
治山事業施行地区数
間伐面積（参考）

地域森林計画（森林法第5条）

- 概要** ・都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(全158計画区)別にたてる計画
- ・計画期間は5年ごとに10年を一期
 - ・都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明示
 - ・市町村森林整備計画の策定に当たっての指針

計画事項 対象とする森林の区域、森林の整備・保全の基本的事項、森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項、森林の保護に関する事項等（森林法第5条第2項）

計画量 伐採立木材積（主伐・間伐）
造林面積
林道開設量
保安林面積
治山事業施行地区数
間伐面積（参考）

※計画量のうち、伐採立木材積、造林面積、保安林面積は、農林水産大臣の同意が必要

I：森林計画制度の概要

3. 各計画の期間

		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
森林・林業 基本計画 (概ね5年毎 見直し)																						
			5	1				5	1			5	1			5	1					
			R3. 6月策定																			

		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
全国森林 計画 (R6.4～ R21.3)	旧計画	1			5						10					15						
	現計画																					

地域森林計画(栃木県計 220,160ha)

計画区		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
渡良瀬川 (R4.4～ R14.3) 70,010ha	旧計画			5					10													
	現計画				1			5			10											
那珂川 (R3.4～ R13.3) 89,903ha	旧計画		5					10														
	現計画			1			5		10													
	新計画																					
鬼怒川 (R6.4～ R16.3) 60,247ha	旧計画	1			5				10													
	現計画																					

那珂川森林計画区(9市町)
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、
那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町

R7. 12月策定予定

Ⅱ：全国森林計画及び地域森林計画の主な変更点

全国森林計画 (令和5年10月策定)

◎新たな全国森林計画の変更事項

- ① **森林・林業基本計画における「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」の実現に向けた計画量の算定**
 - ・ 最新の森林資源量を踏まえ、新たな計画期間に応じた計画量を算定
 - ※ 間伐 ⇒ 主伐にシフト
- ② **近年の森林・林業の情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえた見直し**
 - ・ 花粉発生源対策
 - ・ 盛土等の安全対策
 - ・ 木材の合法性確認
 - ・ 高度な森林資源情報の整備・活用
 - ・ 林業労働力の確保

地域森林計画

◎全国森林計画の策定内容に基づき、計画を策定または変更済

⇒ 令和5年12月に一斉変更し、令和6年4月から適用

那珂川 令和2年12月策定
⇒ 令和5年12月変更

渡良瀬川 令和3年12月策定
⇒ 令和5年12月変更

鬼怒川 ⇒ 令和5年12月策定

【参考】

那珂川流域の伐採立木材積（10年計画）

〔総数〕	3,780m ³	3,860m ³
〔主伐〕	1,930m ³	2,560m ³
〔間伐〕	1,850m ³	1,300m ³

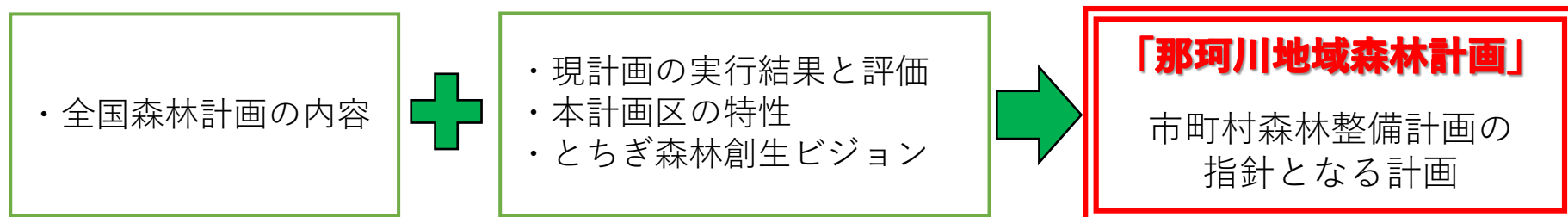
Ⅲ：那珂川地域森林計画の実施状況

1. 那珂川地域森林計画の実施状況について（期間：R3～R7年度 前期5年間） （令和7年度分は見込み数量）

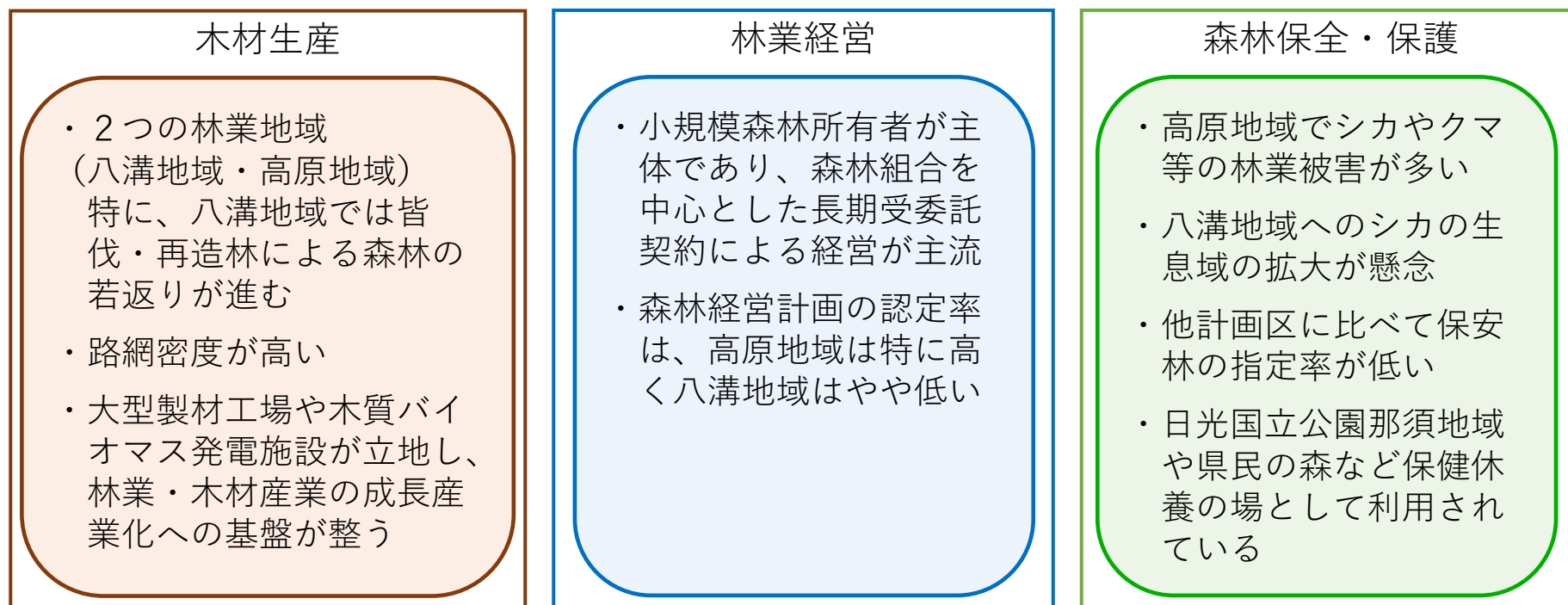
項目		計画	実行	実行歩合
伐採立木材積	総数	2,150 千m3 (13,320 ha)	1,948 千m3 (8,938 ha)	91 % (67 %)
	主伐	1,400 千m3 (3,950 ha)	1,304 千m3 (2,556 ha)	93 % (65 %)
	間伐	750 千m3 (9,370 ha)	644 千m3 (6,382 ha)	86 % (68 %)
	分析	・「とちぎ森林創生ビジョン」で掲げる目標達成にむけて素材生産体制の整備・強化に努めたことにより、他地域と比較して獣害の少ない那珂川地域においては皆伐・再造林が進み、伐採立木材積は、概ね計画どおりとなった。 ・一方で、単位面積当たりの材積が想定より増加したことから、面積ベースでは7割程度の実行率にとどまった。		
人工造林・天然更新別面積	総数	3,950 ha	2,201 ha	56 %
	人工造林	3,200 ha	1,881 ha	59 %
	天然更新	750 ha	320 ha	43 %
	（再造林率）	2,556 ha	2,201 ha	86 %
	分析	・主伐面積が計画面積の6割程度であったことから、造林面積は計画面積に対して6割程度にとどまった。 ・一方で、主伐の実行面積(2,556ha)に対する再造林率は9割程度となり、順調に再造林が進んだ。		

Ⅳ：次期那珂川地域森林計画の策定方針

1. 基本的な考え方



2. 本計画区特性



Ⅳ：次期那珂川地域森林計画の策定方針

3. 本計画の方向性

木材生産

- ・路網整備や搬出作業の機械化による作業効率向上
- ・資源の循環利用として、スギ人工林の皆伐の促進、再造林における少花粉スギの植栽の促進
- ・伐採と造林の一貫作業の促進、大苗やエリートツリーの活用による低コスト造林の促進

林業経営

- ・森林組合を中心とする林業経営体による、長期受委託契約に基づく森林施業の共同化・合理化
- ・大規模森林所有者による森林経営計画に基づく計画的な林業経営の促進

森林保全・保護

- ・適切な獣害防止対策による、林業被害の抑制
- ・豊かな自然環境の保全と活用の促進
- ・多様な森づくりに努め、機能を維持増進
- ・林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の促進

4. 伐採計画量（立木材積）の考え方

「森林クラウドシステム」により
森林情報を県と市町等で一元管理

森林資源の循環利用

持続的な林業経営及び木材産業の成長産業化

多様な木材需要への対応

公益的機能の十分な発揮

特に

素材生産量の増大

主伐
⇒ 積極的に取り組む

間伐
⇒ 搬出間伐の促進

V：今後の計画策定の流れ

地域森林計画の策定の手続きについて(予定)

